
開会宣告

議長（波岡玄智君） 前日に引き続き、会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（波岡玄智君） 日程第 1 会議録署名議員は、前日同様であります。

日程第 2 一般質問

議長（波岡玄智君） 日程第 2 一般質問を続けます。

次の通告者。1 番田甫議員。

1 番（田甫哲朗君） 私の通告書の質問に入る前に、防災に関する質問を 2 点お許し
いただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 通告に従ってやっていただきます。事前通告以外のものはご遠
慮いただきたいと思います。

1 番（田甫哲朗君） 通告に従って質問いたします。

この度の震災のような非常事態において、職員の給与に関する条例第 11、第 12、
第 13 条をそのまま適用しては、職員の等級等によって手当額に差が生じ、不公平感が
あります。また、支給総額が膨大になり、町民の理解が得られ難いと思われま
す。今後、ますます求められるであろう地域住民組織・各ボランティア団体・避難住民等への協力
要請を円滑に進めるためにも、町民の理解が不可欠と思われま
す。以上のことから、非常事態時における職員の超過勤務手当の見直しが必要と思われま
すが、考えをお伺い
いたします。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 只今の職員の給与に関する条例の見直しについてのご質問にお答えいたします。この度の地震津波のような非常時における時間外、休日、夜間勤務手当の見直しのことでございますが、基本的に公務員の非常時の業務の参集に当たっては、条例第11条、第12条、第13条によって支給されることになっております。見直しという部分につきましては、職員の給与に関する条例のもとになっております、地方公務員法、その上位の労働基準法に基づきまして条例化しているもので、勤務時間以外については、手当を支給することになっており、なおかつそれに伴う支給割合が地方公務員法、労働基準法で規定されているものでございますので、町独自で勝手に時間外手当等を決めているものではありません。上位の法律の変更なしでは条例の変更は有り得ませんので、ご理解いただきたいと思っております。

議長(波岡玄智君) 田甫議員。

1番(田甫哲朗君) 私の勉強不足かもしれませんが、地方公務員法の中では細かな数字までは謳われていないと思っております。単に条例によって取り決めるとあると思っておりますが、その点如何でしょうか。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 地方公務員法により、各市町村の地方公共団体の給与を条例化するように定められております。その上位の労働基準法、国家公務員給与法によりまして、割合がその基準以上と細分化されており、それに則ってるわけでございます。先ほど申し上げましたとおり、自由に決められるのは、割合の増加のみで、最低限の割合で条例化しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長(波岡玄智君) 田甫議員。

1番(田甫哲朗君) と考えますとこれに関しては、町独自では致し方ないとそう捉えてよろしいですか。であれば平常時において、この条例が適用されることとして、国政選挙、地方選挙での投開票業務等が考えられます。この点は町としてはどのように対応されているのか、お伺いいたします。

議長(波岡玄智君) 総務課長。

総務課長(上田幸作君) 只今選挙事務の例がございましたが、選挙事務に当たりましては、町の職員が従事しておりますが、これにつきましては、選挙管理委員会からの委嘱をもって業務をしております。現在1日当たりの単価の報酬で支給されております。その根拠はありますが、選挙管理委員会から委嘱できるものは町の職員に限りませ

ん。選挙権のある町民の方を委嘱して、選挙事務に当たらせる事ができますので、平均化を取るといことで報酬で仕事をしてもらっております。今の非常時の業務とは考え方が違い、区別されるものと考えますのでご理解いただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） 田甫議員。

1番（田甫哲朗君） ちょっと理解できませんので、再度お伺いいたします。選挙時における業務は、この条例の適用外と考えられるということですか。それはどのような根拠ですか。民間にも業務を依頼するという形の上で、別に条例等があるのでしょうか。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） 災害時は長の命によって業務として従事しますが、選挙事務につきましては、選挙管理委員会からの業務の委嘱を受けて従事しますので、職員の給与条例は当てはまりません。あくまで選挙管理委員会で取り決めた一律の報酬単価で仕事をしていただいております。これは町職員でなければという事ではなくて、選挙権のある方であれば町民の方でも委嘱して選挙事務に当たらせることができます。

議長（波岡玄智君） 田甫議員。

1番（田甫哲朗君） とすればこれ以上この件に関しては、致し方ないということになりますが、昨年度のチリ地震による津波の際の超過勤務手当等の額については、新聞等で報道され一般町民の知るところでございます。しかし今回は新聞報道でも金額は提示されておらず、町民にとってはいくら払われているか、払われていないか、ご存知ないのが大半だと思います。それが今回、一千万円を超える額がわずか2日の間に支払われた。ましてや災害によって被害を受けられた住民の方々のお気持ち等を考慮した場合に、法令上どうしようもないと言われればそれまでであります。実際本当にどうしようもないのか町長の見解をお伺いいたします。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本 博君） ちょっと長くなるかも知れませんが、先ほどの選挙事務の関係ですが、以前は選挙管理委員会から委嘱を受けて、超勤として払っていました。今は総務課長が言われたように、手当として払っております。それは経費の節減も含めて、職員組合との協議も重ねて、協力をいただいてこういう結果になっておりますが、選挙事務に関して言えば選挙管理委員会からの委嘱、本来業務ではありません。町職員が町職員としての本来業務でないということも含めて、協議をしてそういう結果になっていきます。これから説明しますのは、第三非常配備で、今回の災害、チリ沖の災害時のお話

を申し上げますと、非常事態ということで極端な話、例えば選挙事務をしていても第三非常配備になったときはそれにあたります。まず何が何でも庁舎に駆けつけることになっています。例えば地震で自分の家が壊れても、家具がごちゃごちゃになっていても、それを後回しにして登庁することになっています。ただ家族の生命に係わる場合は別ですが、そうでない限り駆けつけることになっています。車で来れなかったら、徒歩でも来ることになっています。そう言うのが第三非常配備であります。今回の災害の例を言いますと、巨大になったのは、金曜日の午後から土曜日丸一日、そして日曜日の夕方までの警報になりました。金曜日は7時間、土曜日は24時間、日曜日は18時間、長い避難勧告、非常配備になり、いままでこんな事はありませんでした。特に水門班、総務班は最後まで居りますし、時間でいいますと相当制約を受けた状況で対応しております。この第三非常配備というのは、何が何でも登庁して災害に備え、災害があったときはこれが対策本部に変わりますので、職員が救援に回ります。たまたま今回は救援までは無かったのでそうはなりませんでしたが、災害調査には走っています。先日釧路新聞の記事で釧路市の消防本部で第三非常配備になっている最中に課長補佐が家族が心配で断り無しで家に帰り、懲罰委員会にかかったことが載っていました。その職員は厳重注意の処分を受け、関係者も注意処分を受けています。第三非常配備というのは、大変厳しいですから、今回浜中町で招集をかけた職員で来れなかった職員は、病気療養中の職員や出張中の職員で、それ以外は全員登庁しております。5月の議会でもこの質問を受けて、私の方から調べ検討させていただきたいと回答しております。釧路管内と根室管内を調べたところ、厚岸町も全職員が招集され、超勤の額が1,430万円です。これは一般会計です。他の会計を含めると2,000万円近くになると思います。釧路町は女性職員は帰庁したようですが、一般会計で470万円。白糠町はこれも女性職員は帰庁していますが、400万円となっています。根室市も全職員の招集をかけていますが、一般会計だけで1,300万円。別海町は担当職員と管理職のみで対応し、300万円。羅臼町では10時以降担当職員と管理職で対応し、230万円。標津町は男性職員交替で200万円となっています。金額の差が大きくなっていますが、私たちの町は十勝沖、チリ沖地震津波ということで、歴代の首長の一番の心配事はこの部分なのです。この対応をいかにしっかりできるか常に頭にあるところでございます。今回浜中町では1,000万円を超えていますが、こういった中身で対応をとらせてもらったということでもあります。町村で差があるのは、津波の被害が少ないということになります。

まさか49時間も制約を受けるとは思ってもいませんでしたし、これからも無いと思います。金額が巨大になったのは、金曜日の夜から休日にかかったためで、平日にかかっていたら変わってきます。金額から考えると凄いときにおきてしまったと思っているところであります。5月にお話したときも、最終的に支払う段階で違和感を感じますので、検討すると申し上げましたが、これから全道、全国を調べたいと思います。まず調査をさせていただいて、進めて行きたいと思っております。この職員の給与に関する条例に関して言えば11条から13条に関しては、条例で決めなければならないことになっています。上位である地方公務員法でそう定められております。さらにその上位である国家公務員法で定められております。その上位に労働基準法というのがあって、労働者を守る立場の法律であります。労働者を守る最低基準を設けています。ご質問にございましたように見直しはできないかということですが、見直しができるのは、この法律にあるのは最低基準なので、それを上回る改正はできると思います。ただ、値切ることではできません。前回5月の議会で総務課長が申し上げていましたが、どこかの市で超勤が3ヶ月で1億6,000万円となり、値切って半分を支給したところ県から法令違反ということで是正勧告され、最終的には全額支給しております。法律違反ということになりますので、総務課長の回答のとおり厳しいということにしかならないのです。今のご質問の条例の改正については、大変厳しいと思います。労働基準法が変われば、国家公務員法が変わり、それに習って地方公務員法も変わります。一部そういう空気もあるようです。国家公務員の給料も労働基準法には当てはまりませんが、争議権が無いので、人事院があります。人事院で給料を決定しています。北海道も無いので人事院を参考とし、浜中町も習うということで給料が決まっています。ただ給料の場合は、減額をさせていただきました。財政再建時に職員組合と協議して削減させていただきました。それはできますが、今の三つの条例の部分については、あくまで上位法がありますのでできません。ただ私どもも勉強して検討を進めていきたいと思っているところであります。以上です。

議長（波岡玄智君） 田甫議員。

1番（田甫哲朗君） 大変詳しくご説明いただきありがとうございます。今の話を自分なりにまとめますと、職員の給料に関しては人事院の勧告があったにしても、調整はできるが、超勤は労働基準法等があるために改正はできないと受け止めてよろしいでしょうか。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本 博君） 労働基準法があるためにではないのです。労働基準法があって、それは労働者を守る法律なのです。労働者を守る最低の基準を定めた法律でございます。あるためにという言葉は馴染まないと思います。守るためにその法律はあるのです。そういう位置づけであります。

議長（波岡玄智君） 田甫議員。

1番（田甫哲朗君） であれば職員の勤務時間等に関する条例で定められている代休時間、代休日というのがあります。民間レベルで考えますと休日出勤した場合にはそれに見合った時間数の平日の勤務を代替として与えるという措置があります。この適用と言うのは成されたことがあるのでしょうか。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） 只今お話のありました代休という捉え方ですが、通常の勤務以外に働いた部分については、代休を与えることができるという制度があります。それは前後一週間以内にとることになっています。例えば催し物が休日にある場合は、予め予定されますので、振り替えることはとっております。具体的には催し物や町営バスの運行に関わるものについて、代休処理が可能なものについては代休処理をしております。他の業務で休めない場合は、超勤手当の支給となります。以上でございます。

議長（波岡玄智君） 田甫議員。

1番（田甫哲朗君） 私も今回、茶内のコミセンで避難所のお手伝いをさせていただきました。職員の皆様方大変献身的な働きはつぶさに見て理解しております。先ほど副町長が申し上げた発生した時期が、休みと重なったということですが、去年のチリ沖地震津波も土曜日の発生で日曜日にかけての超過勤務となったと記憶しております。この災害はいつ起こるかだれも解らないもので、たまたま休日と重なった為、これだけの金額を支給しなければならないということですが、これが果たして先ほども申しましたように被災を受けた町民方の感情を考えたときに何か方策を練っていただきたいと切望するものであります。職員の災害時の業務内容は一生懸命なされており、ほぼ変わらない業務内容と思われれます。超勤については、給料の等級によって差が生じているのも現実であります。これも不公平な感じがいたしますし、何とか是正する方向で考えなければならぬのかなと思います。大変難しい答えになるかと思いますが、副町長お考えをお願いいたします。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本 博君） 一つ目に高い金額を出さなければならないと議員に申し上げましたが、これは労働の対価ですので、それだけ働いてくれました。ですから出すのであります。出さなければならないことは私としては言えません。長時間にわたって少しでも災害を小さくしようという立場で職員に働いてもらいましたから、これは出すとそう思っています。ただ二つ目に言った格差があるということ、世間的に違和感があるということについては、理解しないわけではありません。5月の答弁と重なりますが、もう少し調べさせていただいて、検討させてもらいたいと思います。ただ、ご質問の見直しについては、馴染まないかもしれませんが、他の方法であるかないか検討させてもらいたいと思います。

議長（波岡玄智君） 田甫議員。

1番（田甫哲朗君） よく解りました。公務員制度改革については、是非が問われている中、色々な制約はあると思いますが、首長と職員の話合いの中で合意される事が一番でありまして、その中に被災者住民の感情を考慮していただければ幸いと感じております。先ほど副町長が言われた第三非常配備について一点だけお伺いさせていただきます。平常勤務時の状態であればこの配備体制でも十分機能されると思いますが、夜間、休日等にこの配備体制を敷かなければならない場合において、職員の移動時間等、自分の配備部署へ行かれない状況も起こりえると考えます。その点について平常時とは違った配備体制を考えるべきではないかと思いますが、お答えいただきます。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） 浜中町地域防災計画の中でも、準備体制から第三非常配備にかけて内容が記載されておりますが、第三非常配備については、ケースによりますが、職員は何が何でも駆けつける事になっており、他の警察や消防職員も同様であります。本庁勤務のものは本庁へ、支所勤務のものは支所へ赴く事になっており、その中で水門班、救護班の役割分担をしています。例えば道路が寸断された場合にも徒歩で配備先へ付く努力をすることになっています。それも困難な場合は、現地において住民の安全の確保や災害対応にあたることになっています。

議長（波岡玄智君） 田甫議員。

1番（田甫哲朗君） 今現在決められているのは、各課ごとに配属部署が決められていて、人事異動等で動きがございませぬ。夜間、休日に対応するために余分な時間がロス

されることを考慮して配備そのものの人員の体制を臨機応変に変えるべきではないかと思いますが。

議長（波岡玄智君） 総務課長。

総務課長（上田幸作君） 第三非常配備も通常時勤務地等の関係で配属部署に就けない場合もあります。例えば水門班では防災ステーションに近い職員と若干離れている職員を考慮しながら配備しており、速やかに対応できるようにしています。議員さんおっしゃるとおり、霧多布の職員と茶内の職員では駆けつける時間のロスは違いますので、集まった段階で必要な措置をとることにしております。全員の集合を待つて対策を取るということはしていません。配置部署も不足な部分を補充するよう対応しています。

議長（波岡玄智君） 田甫議員。

1番（田甫哲朗君） であればそれなりに対応できるような体制で職員の配置をしているということで、理解いたしました。副町長に恐縮ですが、一点だけお答え願います。今回の震災を受けだれしもが危機感を持っていますが、避難率が低く、町民の危機管理の意識が足りないと思います。私も「ゆうゆう」で被災地に行った消防職員の方のお話を聞きましたが、これは避難された住民が聞くべき内容であって、実際に聞いてた方はごくわずかでした。町民の危機管理の意識を高められることをまず取り組むべきではないかと思います。行政主導で各町内会ごとに防災会議を開き、その席に防災のプロとしての消防職員を同席させ、意見を聴く場を設け、副町長も同席して、危機管理の大切さをお話されること、このことが町民一人一人の意識の改革につながると考えますが副町長のお考えをお聞きいたします。

議長（波岡玄智君） 副町長。

副町長（松本 博君） 昨日もお話しましたが、今回言えることは東日本大震災の教訓を得て物事は始まると思います。避難率の話が出されましたが、決して四十数パーセントという数字ではないと思います。ただカウントができなかったと思っています。指定している個所でカウントした数字がその数字ですが、実際には80パーセントを超えていると思います。決して浜中町の避難率が低いということではないと思います。ただ、防災避難訓練を通じて感じていることは、避難訓練に参加されている方々は間違いなく災害があったときに、生存者名簿の中に名前が載る人たちとっております。避難訓練に参加していない方々をどう参加してもらおうか、これが最大の課題だと思っています。防災訓練に子どもたちやお年寄りを連れていかに早く逃げるかという練習を年に一回

くらい行って、いつ災害が起きてもいいような訓練にしたいと思っています。それには、教育も含めて、教育委員会にお願いしなければなりませんし、事業所にもお願いしなければなりません。大きな課題がたくさんありますが、できるところから防災避難訓練を続けるそのことが一番大切だと思っています。今回色々な課題が出ましたので、プロジェクトチームの中でしっかりもんで、地域にお願いしに行きたいと考えています。地域の意見もあると思いますので、それを汲み取って、できるところからこの対応を図っていきたいと思っていますところであります。

議長（波岡玄智君） 田甫議員。

1番（田甫哲朗君） できるところからということですが、正にそのとおりでございます。大きなことを進めることも大事ですが、今だからこそできることをスピード感をもってプロジェクトチームを立ち上げやっていただくことをお願い申し上げます。最後に今回の超過勤務の支給に関しまして、職員の間でその一部を災害義援金に回してはどうかという話があったと聞いております。職員の方々の中にこういうお考えの方が居られることを申し添えまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（波岡玄智君） これで、一般質問を終わります。

日程第3 報告第9号 繰越明許費繰越計算書の報告について

議長（波岡玄智君） 日程第3 報告第9号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（松本 博君） 報告第9号繰越明許費繰越計算書の報告について、提案の理由をご説明申し上げます。

繰越明許費の計算書につきましては、平成23年第1回臨時議会においてご提案申し上げました、国の補正予算を受けて実施する「住民生活に光をそそぐ交付金事業」、同じく、第1回定例議会においてご提案申し上げました「きめ細かな交付金事業」、さらには、平成22年第3回定例議会においてご提案申し上げました、防衛交付金事業として実施する「行事用テント購入事業」で、事業の性質上いずれもその実施に相当の期間を要し、かつ、事業が年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の

規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の議決をいただいたところですが、5月31日の出納閉鎖により翌年度への繰越額が確定したため、ここに地方自治法施行令第146条第2項の規定により、計算書を調製し報告するものであります。

なお、平成22年度の決算による翌年度への繰越額は、1億1,398万8,500円、特定財源としての国からの補助金が8,366万7,000円、一般財源3,032万1,500円となります。

以上、提案の理由をご説明申し上げましたので、よろしくご承認くださるようお願い申し上げます。

議長（波岡玄智君） 本件に対し、質疑があればこれを許します。
これで報告を終わります。

日程第4 議案第34号 浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（波岡玄智君） 日程第4 議案第34号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

町長（松本 博君） 議案第34号浜中町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、提案の理由をご説明申し上げます。

この度の条例改正は、医療費等に係る税率改正のほか、平成23年3月30日に地方税法施行令の一部を改正する政令が公布され、国民健康保険税の基礎課税額の限度額を50万円から51万円に、後期高齢者支援金等課税額の限度額を13万円から14万円に、介護納付金課税額の限度額を10万円から12万円に引き上げる改正を行うものであります。

この改正により、市町村の国民健康保険税の課税限度額は、医療分の51万円と後期高齢者支援金分14万円、介護納付金分12万円の77万円となります。

税率改正につきましては、国保税算定の基礎となる前年の総所得を基本に応能割（所得割・資産割）と応益割（均等割・平等割）の割合をもって国保会計の健全化を図ろうとするもので、この改正により、医療費分の国民健康保険税の1世帯当りの平均課税額

は19万4,303円で、前年度より1万7,204円の減額となり、過去6年間連続して国保税を引き下げることと致しました。

後期高齢者支援金分は、社会保険診療報酬支払基金から示された通知額から療養給付費負担金、調整交付金を控除した額に応能・応益割合の税率を乗じて税額を算定しますが、1世帯当りの平均課税額は6万3,073円となり、前年度対比655円の減、介護保険分は、第2号被保険者に係るもので、社会保険診療報酬支払基金から示された通知額から療養給付費負担金、調整交付金を控除した額に応能・応益割合の税率を乗じて税額を算定しますが、1世帯当りの平均課税額は4万6,937円となり、前年度対比1,742円の増となります。

この改正条例は、交付の日から施行し、平成23年4月1日から適用するとしております。

なお、この度の条例の一部改正につきましては、去る6月3日開催の国保運営協議会に諮問し答申をいただいたところでございます。

詳細については、町民課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い致します。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（金田哲也君） （議案第34号 補足説明あるも省略）

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

10番加藤議員。

10番（加藤弘二君） 生活保護家庭の保険税についてお聞きしたいと思います。生活保護受けている方々は、医療費が無料であり、保険税を給付費の中から払う状況には無いのですが、そういう方々の保険税や医療費の会計はどの分野になっていくのかお答えをしたいと思います。

議長（波岡玄智君） 福祉保健課長。

福祉保健課長（杉澤正喜君） 生活保護世帯に係る医療費についてのご質問ですが、本町における生活保護の受給者につきましては、医療費は全額道費負担ということになります。保険税は当然ありません。市については、生活保護世帯の医療費については、全額各種健康保険に関係なく給付されますし、保険料も負担はありません。

議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

8番（竹内健児君） 今回の改正ですが、国保税の条例改正となっていますが、条例

の改正の目的は、国の基準が変わるということで、町の条例を変えるということなんでしょうか。実際見てみますと、限度額が上がっていますが、全体的に見ると負担が増えると解釈してよろしいのかお伺いします。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（金田哲也君） 今回の条例改正の目的でございますが、提案理由の中でお話しておりますが、地方税法施行令の一部改正に伴っての限度額の改正、前年度の所得の確定によります医療費等の税率の改正、この二つの目的で改正しようとするものでございます。また、限度額が増えるわけですので、所得の多い方については、負担は増えますが、今年度の国保税の総体でいきますと1世帯当りの国保税は下がっております。

議長（波岡玄智君） 竹内議員。

8番（竹内健児君） 国で示された基準だと理解してよろしいのかどうか。その基準を下回るような条例の改正はできないのかお伺いしたい。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（金田哲也君） 限度額は施行令とおりしておりますが、必ずしもこのとおりでなくても良いと聞いておりますが、交付金の減額等もあり得ると聞いております。

8番（竹内健児君） 拘束はないのだけれども、罰則みたいなものがあるという話になると拘束されたようなものです。浜中町の条例を改正する場合のそれぞれの率や金額は自由に決められるものではなくて、国の率や額を守りなさいという事にならざるを得ないという判断でよろしいのかどうか。例えば農村部を例にとると、600万円以上の課税所得があれば、4万円の増になると思います。医療分は1万円、介護分が2万円、支援分が1万円上がる訳ですから。今まで医療分50万円で済んだものが51万円になります。そのような状況になるとしたら、全体としてみた場合医療分は下がっていますので、他の支援分や介護分が上がったとしても、差し引きして下がる結果になりますが、管内から見れば一番高いと思うのですが、今回の改正によって浜中はトップを譲ったということになりますか、その辺お聞きしたいと思います。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（金田哲也君） 管内的な状況でございますが、議会の最中で確定ではございませんが、1世帯あたりの平均額は出ておりませんので、単純に比べることはできませんが、医療費分だけでいきますと所得割100分の6.50となっており、高い所で

は100分の9.95、安い所では100分の4.40で、7町村の5番目となっています。資産割額については、7町村の中で浜中町、標茶町、鶴居村だけ導入しています。この中でも高い所では100分の22、浜中町は100分の15でございます。均等割額でいきますと安い所は1万8,000円で、浜中町が一番高く2万7,000円となっています。平等割でいきますと浜中町は3万4,000円ですが、7町村のうちの2番目で、高い所では3万6,000円、安いところで2万1,500円となっています。単純に比べることはできませんが、総所得が200万円で4人家族とし、資産なしとした場合、浜中町は24万9,250円で、高い所では29万円を超える町村も出てまいります。そういった比較でいきますと4番目といった状況になっております。

限度額につきましては、地方税法の施行令で定められておりますので、これに基づいていますが、税率につきましては、それぞれの町村の事情で決められるということになっています。

議長（波岡玄智君） ほかに質疑ありませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第35号 浜中町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

議長（波岡玄智君） 日程第5議案第35号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本 博君) 浜中町過疎地域自立促進市町村計画の変更について提案の理由をご説明いたします。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が十年間の時限立法として制定されて以来、約40年間わたり特別措置が講じられており、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律が平成22年4月1日に施行され、浜中町も平成22年度から平成27年度までを期限とする新しい計画を策定したところであります。

この改正法の概要につきましては、過疎自立促進市町村計画等の策定に係る義務付け等の見直し、過疎地域自立促進のための特別措置の拡充で過疎対策事業債のソフト事業への拡充や、ハード事業対象施設の追加などとなっております。

今回の浜中町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきましては、町の自立促進につながる事業を主として新たに事業を追加するものでありますが、ハード事業として地域情報通信基盤整備事業、ソフト事業として、新規就農者誘致事業、後継者対策事業、医療費助成事業、障害者福祉サービス移送委託事業、敬老バス回数券支給事業、寝たきり老人紙おむつ支給事業、福祉灯油購入助成事業、スポーツ振興補助事業を追加するもので、これらの事業が過疎債の借り入れ対象事業となることから、この借り入れ条件として、当該事業については事業名のほか事業内容についても本計画に登載することが条件となっていることから、事業を追加し、計画を変更するものです。

なお、この事業の追加による計画の変更につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定によりあらかじめ知事との協議を行ったのち、議会に提案することとなっており、本件については、平成23年5月30日付け地支第237号をもって北海道知事との協議も整っておりますので、よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第7 議案第37号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議長(波岡玄智君) 日程第6議案第36号及び日程第7議案第37号を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本 博君) 議案第36号及び議案第37号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については関連がございますので、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

辺地総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設整備計画を策定し、実施しなければならないことになっております。

今回は、議案第36号姉別地区辺地及び、議案第37号奔幌戸・貰人地区辺地について総務大臣に提出することになりますが、この計画を提出するにあたり、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を要することとなっております。

辺地整備計画の概要を申し上げますと、姉別地区辺地は除雪機械の整備、奔幌戸・貰人地区辺地は消防施設の整備となっております。

この辺地計画の策定期間は、平成23年度から平成27年度までの5ヵ年計画となっております。

なお、平成23年5月27日付け地計第231号をもって、北海道知事との協議も整っておりますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長(波岡玄智君) これから議案第36号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

議長(波岡玄智君) これから議案第37号の質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

議長(波岡玄智君) これから議案第36号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

議長(波岡玄智君) これから議案第37号の討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

議長(波岡玄智君) これから、議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

議長(波岡玄智君) これから、議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第38号 工事請負契約の締結について

議長(波岡玄智君) 日程第8議案第38号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（松本 博君） 議案第38号工事請負契約の締結について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国の社会資本整備総合交付金（地域住宅交付金）事業として茶内団地に木造平家建1棟5戸、延床面積367.39平方メートルの公営住宅を建設しようとするもので、3月町議会定例議会で予算議決をいただいております。この建設にあたり、去る6月10日、町内業者5社により指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、赤石建設株式会社が8,400万円で落札いたしました。なお、工期は平成24年2月29日までとなっております。

ここに議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第39号 財産の取得について

議長（波岡玄智君） 日程第9議案第39号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本 博君) 議案第39号財産の取得について提案の理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、国の社会資本整備総合交付金(雪寒機械購入)事業として、ロータリ除雪車1台を購入しようとするもので、3月町議会定例議会で予算議決をいただいております。このロータリ除雪車購入にあたり、去る6月13日、町外業者5社により指名競争入札を実施いたしました。入札の結果、北海道川重建機株式会社釧路支店が2,348万8,500円で落札いたしました。なお、納期は12月20日までとなっております。

ここに、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決をいただきたく提案した次第であります。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長(波岡玄智君) これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第40号 平成23年度浜中町一般会計補正予算(第2号)

議長(波岡玄智君) 日程第10議案第40号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本 博君) 議案第40号平成23年度浜中町一般会計補正予算(第2号)

につきまして提案の理由をご説明申し上げます。

この度の補正は、地方議会議員年金制度の廃止に伴う議員共済負担金の追加などのほか、今後必要とされる経費について補正をお願いしようとするものであります。補正の主なものを申し上げますと歳出、一款議会費では、議会議員に要する経費で、議員共済負担金1,969万9,000円を追加、二款総務費では、その他町有財産に要する経費など、全体で412万4,000円の補正、四款衛生費では、国民健康保険特別会計繰出金として516万1,000円を追加するなど、全体で641万6,000円を補正、九款教育費の少年少女国内派遣事業に要する経費では4万7,000円を補正。一二款災害復旧費では、水産施設災害復旧に要する経費及び港湾施設災害復旧に要する経費で合計176万2,000円の補正。以上により、今回の補正額は、3,204万8,000円となります。一方歳入につきましては、繰越金、道支出金のほか、今回の災害に際して寄せられた寄附金を充てさせていただきました。この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、59億7,792万9,000円となります。以上、補正予算の概要について申し上げましたが、平成22年度の会計につきましては、5月31日に出納閉鎖したところであり、剰余金として1億3,002万円を繰り出しますが、このうち繰越明許費に係る一般財源3,032万2,000円を差し引いた9,969万8,000円は今回の補正を含め、今後の補正予算において予算措置をさせていただく予定であります。以上、提案の理由をご説明申し上げますが、詳細につきましては、税財政課長より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（波岡玄智君） 税財政課長。

税財政課長（松橋 勇君） （議案第40号 補足説明あるも省略）

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

3番鈴木議員。

3番（鈴木敏文君） 25ページのインターネットに要する経費300万円ですが、ブロードバンドの不通地域ということですが、この地域名と工期、何世帯ほどカバーできるのかなどもお知らせいただきたいと思います。また、関連して町のホームページが5月に更新されていますが、アドレスの変更の案内がありません。未だにどうなっているのかという問い合わせがありますので、周知の方法についてお聞きしたいと思います。

議長（波岡玄智君） まちづくり課主幹。

まちづくり課主幹（越田正昭君） 3番議員の質問にお答えをさせていただきます。インターネットに要する経費ですが、地域は茶内第三地域であります。工事については、300万円を予定しており、内容については、受信機送信機の基地局1基を追加するもので、現状としては、コンクリート支柱15メートルの中に受信機送信機を敷設するものです。世帯区分については、5世帯をカバーしていく予定であります。ブロードバンド不通地域の解消ということで取り組んできましたが、このような地域の状況が出てきました。現在シュミレーション等をかけながら新たに不通地域が出る恐れがあるか検討しているところであります。ホームページのアドレスの関係ですが、5月に新たに開設をしました。個別には周知をしておりませんので、今後広報等も含めて通知をさせていただきたいと思っております。内容については未整備の部分もあり、所管部署に依頼中でありますので、ご理解願いたいと思っております。

議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

3番（鈴木敏文君） 無線のブロードバンドの最近の加入率が解ればお知らせいただきたいと思っております。新しいホームページについてはライブカメラを提案させていただきましたが、机上に上がっているのかどうかお知らせいただきたいと思っております。

議長（波岡玄智君） まちづくり課主幹。

まちづくり課主幹（越田正昭君） 加入率の件ですが、平成21年度10月の申請時では、792世帯が解消地域としておりましたが、現在48世帯が加入しております。加入率としましては、6パーセントと低い数字になっておりますが、アンケート調査によると208世帯が加入を希望しております。さらに加入を促進するために20日から散布地区を含めて説明会やデモをしていきたいと考えております。ホームページについては、作業的に遅れています。新しいコンテンツを入れる作業が遅れていますので、それが整備され次第速やかに発信していきたいと思っております。ライブカメラ等については、検討中でございます。容量の関係もあり、受け皿の容量の改正も現在行っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（波岡玄智君） 11番鈴木議員。

11番（鈴木 誠君） 只今の3番議員さんの質問に関連して、もう少し詳しく説明を願いたいのですが、インターネットの接続加入率が低いということですが、最初に来たパンフレットによると、早期に申請すれば工事費が半額で済むと言ったようなものですが、今でもあの金額で可能なのかどうか確認したい。また、家庭のアンテナが内部

アンテナでつながるところと外部アンテナを付けなければつながらないところがあるようです。外部アンテナを付けるとなるとかなりの金額がかかります。現在48世帯ということで該当は少ないのかもしれませんが、不公平感が聞かれますので、その辺の対応についてのお考えをお聞きしたいと思います。

議長（波岡玄智君） まちづくり課主幹。

まちづくり課主幹（越田正昭君） 今の質問にお答えをさせていただきます。金額については、1月に発信をし、3月に一律に加入促進を図るということで、3月を目処に半額とさせていただきました。現在も加入促進を図るために業者に特別割引の継続を依頼しています。アンテナの件については、基本的には無線装置ということで、地形条件、気象条件等で当初から想定されていましたが、現在屋外設置が大多数となっております。これについては、個別に詳しく把握していませんので、後日お知らせしたいと考えております。屋内アンテナについては3万円、屋外アンテナについては工事を含めて10万円となっております。通常ADSLの加入料金としては前者を基本に考えており、当初より7万円高くなっていますが、どうにか業者との調整を含めて検討させていただければと考えております。現状では加入者の負担になるとご理解していただきたいと思っております。

議長（波岡玄智君） 鈴木議員。

11番（鈴木 誠君） どうもよく解らないのですが、接続にあたって屋内アンテナで済むところが屋外アンテナ付けなければならない不公平感があるという繰り返しになるのですが、今業者との調整を図りたいというお話ですから、これまで接続した方も対象になってくるのかどうか。パンフレットを見ますと字が細かくて、屋外アンテナの設置工事費については、ほとんどの方が認識していないと思われまます。その辺の周知を徹底していないと後からのトラブルの原因になるという懸念がありますし、実際付けた方から苦情を聞いております。業者との交渉の中で改善されるものであれば改善された段階で周知を図っていくことが必要です。町民の間に不公平感が感じられないような対応が必要と思われまますが、その辺について再度お答えをいただきたいと思っております。

議長（波岡玄智君） まちづくり課主幹。

まちづくり課主幹（越田正昭君） さきほどの不公平感の是正でございますが、当初3月にチラシを配付しながらメーカーの方から地域に料金形態の説明に伺っています。その中で屋内については、3万8,000円、屋外については5万8,000円の価格

提示をしていたと聞いております。地形等の関係で不公平感が出るのは、無線システムの特徴ですので、ご理解していただきたいと思います。

議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 12 時 01 分）

（再開 午後 1 時 00 分）

議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 40 号の質疑を続けます。

10 番加藤議員

10 番（加藤弘二君） 25 ページのインターネットに要する経費の件について、要望したいことがありまして質問いたします。私も今回ブロードバンドを付けましたが、最初プロバイダーや無線機の分ということで 10 万円を切った請求書が来ました。その後無線機を外に設置した分として約 4 万円の請求が来ました。総額 14 万円で、だまされたのかなと思いました。文化センターで説明があったときには、せいぜい総額 8 万円ということでした。確かに画面は ISDN と比較して良くなりましたが、スムーズに画面が流れないことがあります。申し込んでから設置されるまで 3 ヶ月くらいかかりました。料金を当初 7 ～ 8 万円と言ったにもかかわらず 14 万円もかかりました。早期に設置した者には割引があると伺っており、最初の約束と違いますし、48 件しか接続していないということからも何かおかしい部分があるのではないかと思いますので、調査して業者と折衝するような姿勢を町として持っていただきたいと思いますが、如何でしょうか。

議長（波岡玄智君） まちづくり課主幹。

まちづくり課主幹（越田正昭君） 只今のご質問でございますが、インターネット等については、特性がありまして、基地局から約 15 メートル通信を想定しており、設置に対する様々な機器等も必要になってきます。只今の額の請求があったということは、当方も初めてお聞きしました。この辺については、調べさせていただきたいと思います。現状 48 件の加入ですが、対象 792 件のうち加入申込みは 208 件ほどあります。加入促進に向けては、20 日以降散布、茶内方面へ機種の特性の説明、デモを行いながら PR をしたいとしておりますので、ご理解いただければと思います。

議長（波岡玄智君） ほかに質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

**日程第11 議案第41号 平成23年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）**

議長（波岡玄智君） 日程第11議案第41号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長（松本 博君） 議案第41号平成23年度浜中町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案の理由をご説明いたします。

この度の補正につきましては、歳入では、平成22年度の決算に基づく剰余金を平成23年度予算に組み入れ、減税財源に充て、議案第34号で議決をいただきました国保税率等の改正による保険税を減額するとともに、国庫支出金の普通調整交付金及び療養給付費交付金、繰入金を追加するほか、21年度の概算交付において過大交付された前期高齢者交付金を23年度の概算交付から精算調整することによる減額。

歳出では、後期高齢者支援金及び前期高齢者納付金並びに介護納付金の拠出額確定通知額を増減するとともに予備費を減額し、歳出の減額分を減税財源に充て、当初予算で計上した現年課税分の保険税の減額を行い国保会計の健全化を図るよう提案した次第であります。

補正の内容につきましては、歳入、一款国民健康保険税で1億8,055万9,000円を減額、二款国庫支出金で4,650万2,000円、三款療養給付費等交付金で141万4,000円を追加、四款前期高齢者交付金で626万9,000円を減額、八款繰入金で516万1,000円、九款繰越金で1億3,024万3,000円を追加しております。

一方、歳出では、一款総務費で3万9,000円を追加、三款後期高齢者支援金で66万3,000円の減、四款前期高齢者納付金8万5,000円、五款介護納付金534万1,000円、九款諸支出金では25万円を追加、十款予備費256万円を減額。

この結果、補正額は歳入歳出それぞれ350万8,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ12億2,898万7,000円にしようとするものであります。この度の補正予算につきましては、去る6月3日開催の国保運営協議会に諮問し答申をいただいているところでございます。詳細については、町民課長より説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い致します。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（金田哲也君） （議案第41号 補足説明あるも省略）

議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。歳入歳出一括して行います。

8番竹内議員。

8番（竹内健児君） 一点お聞きしたいと思います。22年度の繰越金が1億3,024万4,000円、23年度の予算の中で国庫支出金の返還金が25万円これを引いた額が減税財源に成るということなんででしょうか。

議長（波岡玄智君） 町民課長。

町民課長（金田哲也君） 繰越金から返還金を引いた額が減税財源になっております。

議長（波岡玄智君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから、議案第41号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第42号 人権擁護委員の候補者の推薦について

議長(波岡玄智君) 日程第12議案第42号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

副町長(松本 博君) 議案第42号人権擁護委員の候補者の推薦について提案の理由をご説明申し上げます。

本町の人権擁護委員は天間館りゆう子氏と加藤憲治氏、中村裕子氏の3名であります。このうち加藤憲治氏が本年9月30日をもって任期満了となることから、釧路地方法務局長から委嘱に伴う候補者の推薦依頼がありました。

加藤憲治氏は平成20年10月に委嘱されて以来、今日まで優れた活動実績を残されており、また、人格・見識ともに優れ、広く社会の実情に通じ人権擁護委員として最適任と判断されますので、引き続き法務大臣に推薦いたしたく、ここに人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見をいただきたく、提案した次第であります。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長(波岡玄智君) お諮りします。

本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思えます。これに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから、議案第42号を採決します。

お諮りします。

本案は、適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、適任と認めることに決定しました。

日程第13 農業委員会委員の推薦について

議長(波岡玄智君) 日程第3 農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

農業委員の任期は、7月19日までとなっており、これに伴う選挙は7月10日に執行されますが、本件については、農業委員会等に関する法律第12条の規定により、さる5月30日付けをもって町長職務代理者から推薦の依頼をされているものであります。

議会が推薦する農業委員については、同法第12条第2号の規定に基づき、議長において2名を推薦いたします。

まず、鈴木誠君を推薦したいと思います。

ここで、鈴木誠君は、地方自治法第117条の規定により、除斥に該当しますので、退席願います。

(鈴木誠君退席)

議長(波岡玄智君) お諮りします。

鈴木誠君を農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、農業委員会委員に鈴木誠君を推薦することに決定しました。

(鈴木誠君入場、着席)

議長(波岡玄智君) 次に押切裕子さんを推薦したいと思います。

お諮りします。

押切裕子さんを農業委員会委員に推薦することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、農業委員会委員に押切裕子さんを推薦することに決定しました。

日程第 1 4 議員の派遣について

議長（波岡玄智君） 日程第 1 4 議員の派遣について議題といたします。
北海道町村議会議長会主催によります議員研修会等への参加について、承認すること
にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議ありませんので、承認することに決定いたしました。

日程第 1 5 閉会中の継続調査の申し出について

議長（波岡玄智君） 日程第 1 5 閉会中の継続調査の申し出についてを議題としま
す。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、目下、委員会において調査中の
事件について、会議規則第 7 5 条の規定によって、お手元に配付の申出書のとおり、閉
会中の継続調査の申し出がありました。お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しま
した。

閉会宣言

議長（波岡玄智君） これをもって、本議会に付議された案件は全部終了いたしまし
た。

よって、平成 2 3 年第 2 回浜中町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

(閉会 午後 1 時 3 6 分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員